様式第１号（第４条関係）（表面）

あっせん申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 紛  争  当  事  者 | 労働者 |  | ソン　ジュヒン  孫　　樹斌 |
| 住所 | 〒136-0073　東京都江東区北砂5丁目20番10-609  電話　080（4658）1518 |
| 事  業    主 |  | 大宇宙ジャパン株式会社　　代表取締役　中山国慶 |
| 住所 | 〒141-0031　東京都品川区西五反田2-28-5  電話　03（6893）1700 |
| ※上記労働者  に係る事業  場の名称及び所在地 |  |
| 〒  電話　　　（　　　） |
| あっせんを求める  事項及びその理由 | | | 2021年6月1日に無期雇用正社員として入社し、AM2部部長の指示を受けてYHプロジェクトの受入検証の職にあり。  6月14日AM2部長にYH品質悪いを報告し、26月24日AM本部長にYH品質悪いを報告し、6月29日AM本部長にYH違法の件を報告しました。７月2９日ＡＭ本部長から　8月31日付けの解雇すると通告を受けた。8月6日管理部部長（取締役）と副部長にYH違法の証拠を転送した。  8月3日管理部部長、8月6日管理部副部長、8月24日管理部部長と副部長、三回　解雇通知書と理由証明書を請求した。  不正行為を内部告発したことで報復的に懲戒解雇した。  会社側の主張はいずれも事実とは異なるものである。さらに　私の社会信用と名誉を損害する。  したがって、就職規則による解雇事由には該当せず、解雇は無効である、解雇されて以降支払われていない賃金（2021年9月より）の支払いを請求したい。 |
| 紛争の経過 | | | 2021年8月以降も、メールや面談にて解雇が無効である旨を主張しているが、相手方からは具体的な立証や説明のないままに、度重なる就業規則違反があったとする主張は説得力を欠いており、解雇が有効であるとの一点張りで、紛争の解決には至らなかった。  状況が変わらない中、解雇の無効と復職を要求するため、あっせんを申し立てることにした。 |
| その他参考  となる事項 | | | 訴訟を提起しておらず、また、会社には労働組合はない、他の救済機関も利用していない。  弁護士に相談しており、あっせんが合意に至らない場合には、訴訟などの法的手段を行うことも検討している。 |

　　　２０２１年　９　月　３　日

申請人　氏名又は名称

労働局長　殿

様式第１号（第４条関係）（裏面）

あっせんの申請について

⑴　あっせんの申請は、あっせん申請書に必要事項を記載の上、紛争の当事者である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の長に提出してください。

　申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、遠隔地からの申請等の場合には、郵送等による提出も可能です。

⑵　申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

①　労働者の氏名、住所等

　紛争の当事者である労働者の氏名、住所等を記載すること。

②　事業主の氏名、住所等

紛争の当事者である事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所等を記載すること。また、紛争の当事者である労働者に係る事業場の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地についても記載すること。

③　あっせんを求める事項及びその理由

　あっせんを求める事項及びその理由は、紛争の原因となった事項及び紛争の解決のための相手方に対する請求内容をできる限り詳しく記載すること（所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。）。

④　紛争の経過

　紛争の原因となった事項が発生した年月日及び当該事項が継続する行為である場合には最後に行われた年月日、当事者双方の見解、これまでの交渉の状況等を詳しく記載すること（所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。）。

⑤　その他参考となる事項

　紛争について訴訟が現に係属しているか否か、確定判決が出されているか否か、他の行政機関での調整等の手続へ係属しているか否か、紛争の原因となった事項又はそれ以外の事由で労働組合と事業主との間で紛争が起こっているか否か、不当労働行為の救済手続が労働委員会に係属しているか否か等の情報を記載すること。

⑥　申請人

　双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の紛争当事者の氏名（法人にあってはその名称）を記載すること。

⑶　事業主は、労働者があっせん申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされています。